

町政を問う

公平な行政執行を願う



細田 栄

町長 町税などの滞納二億円超 税の徴収は行政の基本

**細田** 今議会では平成二十三年度の決算審査を行ってきた、その中で気懸かりな、税等の滞納と特別会計への繰出し基準について質問する。

万円

町税	11,260
保育料	251
給食費	337
水道料金	600
下水道料金	347
国民健康保険料	4,564
介護保険料	323
合計	17,682

**細田** 税や保険料、利用料の徴収については、行政運営の根幹に関わることである。厳しい経済状況や、失業、病気等で働けないなど深刻な事情があるとされるが、このほかに住宅新築資金返済金の滞納三千二百八十万

円を含めると、滞納総額は二億円を超える。まずは、職員が徴収に力をつけて事情を把握し、減免制度の適用、分割納付を勧めるなど、具体的な対策が必要と思うが、昨年度の取り組みはどうであったか。

**町長** 自治体の役割は、税を集めて皆の為に使うこと。公平で適正な執行を行うことである。職員には滞納が発生しないように初期の段階で手を打つよう指示しているが、やはり、厳しい社会情勢のため滞納は発生する。

**担当課長** 家庭訪問により面談し、分割納付や災害減免などの手続きをしている。なお、文書による督促、呼び出しにも応じられない方については

預金の差し押さえを実行した。

**細田** 町税で六十一人六百八十二万円、国保で十一人五百十万円の合計約千二百万円が五年の時効を経過し不能欠損処分され徴収放棄となっているが時効を中断する為の有効な手段はないか。

**担当課長** 分割納付や預金の差し押さえにより、時効を中断させる措置を取っている。

**特別会計へ九億円**  
**細田** 特別会計の設置目的はなにか。  
**町長** 特定の歳入と歳出を伴う会計で、地方自治法に規定されている。  
**細田** 平成二十三年度の各特別会計への繰出し金はどうなっているか。  
**担当課長** 一般会計から

万円

国民健康保険特会	7,550
後期高齢者医療特会	3,290
地域交通特会	9,256
索道事業特会	986
上水道各特会	15,600
下水道各特会	33,690
介護保険事業	19,470
合計	89,842

**細田** 受益が限定される特別会計を設置しておきながら、財源不足額を単に一般会計から補填する財政運営は慎むべきである。しかし、町民福祉のために税を投入しなければならぬ事業もあるが総額で九億円近い繰出し金となっている



水道水源施設配水池 (坂長地内)

る。税収の十四億円に比べて大きな比重となっているが、繰出し基準を明確にすべきではないか。  
**町長** 保険事業は人件費、事務費とも全額繰出して、給付費については、ルール分の負担に留めたい。  
上水道については、平成二十八年度の統合に向けて検討することになる。